

< 鶴見区子ども家庭支援課 会計年度任用職員（乳幼児健診および母子保健業務・資格職スタッフ・日額職） 登録募集職種一覧 >

※各職については、下記の勤務条件の範囲内で設定されています。

任用が必要になった職について改めてその職の勤務条件についてお伝えしたうえで選考を行います。

職名称	勤務地	業務内容	資格要件	勤務日	勤務時間	任用期間	報酬額	休暇	その他
会計年度任用職員 乳幼児健康診査 看護職スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・乳幼児健康診査業務補助 （計測、診察補助、問診、健診票の整理等） ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	看護師・保健師・助産師 のいずれか	月～金曜日のうち 週5日以内 ※週によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり4時間～7時間30分	令和9年3月 31日まで	時給1,856円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入
会計年度任用職員 屈折検査業務 看護職スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・乳幼児健康診査（3歳児健康診査）における屈折検査補 助業務 ・その他屈折検査を実施するために必要な業務 ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	看護師・保健師・助産師 のいずれか	木曜日 ※週によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり3時間～4時間15分	令和9年3月 31日まで	時給1,856円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入
会計年度任用職員 母子保健業務 未受診勧奨看護職スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・乳幼児健診の未受診勧奨通知の発送、返信処理業務 ・未受診勧奨に必要な業務 ・その他母子保健事業の実施に必要な業務 ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	看護師・保健師・助産師 のいずれか	月～金曜日のうち 週5日以内 ※週によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり3時間～7時間30分	令和9年3月 31日まで	時給1,788円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入
会計年度任用職員 母子保健業務 育児家庭訪問看護職スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・望まない妊娠、育児ストレス、育児ノイローゼ等の 問題で子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦、 養育者への訪問指導 ・乳幼児健診未受診者への訪問指導 ・その他母子保健事業の実施に必要な業務 ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	看護師・保健師・助産師 のいずれか	月～金曜日のうち 週5日以内 ※週によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり3時間～7時間30分	令和9年3月 31日まで	時給1,788円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入
会計年度任用職員 乳幼児健康診査 歯科衛生士スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・乳幼児健康診査業務補助業務 （診察補助、集団指導、個別相談、記録の整理等） ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	歯科衛生士	月～金曜日のうち 各月1～9回 ※月によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり4時間～7時間30分	令和9年3月 31日まで	時給1,856円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入
会計年度任用職員 乳幼児健康診査 栄養士スタッフ	鶴見区 福祉保健 センター	・乳幼児健康診査業務補助 （集団指導、個別相談、記録の整理等） ・大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	栄養士	月～金曜日のうち 週3日以内 ※週によって、勤務 のない場合もあり	8：30～17：15のうち、 1日あたり4時間～7時間30分	令和9年3月 31日まで	時給1,856円	一定の要件を満 たす場合に年次 休暇・夏季休暇 等を付与	・通勤費用（実費相当額）支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤労手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険（健康保険、 厚生年金保険、雇用保険）に加入